

## 須賀川市オープンデータ利用規約

令和2年2月20日 制定

須賀川市オープンデータ利用規約（以下「本規約」という。）は、須賀川市ホームページ（<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>（以下「本サイト」という。））上で公開しているオープンデータ（以下「コンテンツ」という。）の利用に関する事項について定めた規約です。コンテンツをご利用になる際には、本規約に従っていただくようお願いします。また、コンテンツの利用を持って本規約の内容を承諾したものと見なします。

### 1 本サイトのコンテンツの利用について

本サイトで公開しているコンテンツは、どなたでも本規約に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形時等の翻案など、自由に利用できます。商用利用も可能です。また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象ではありませんので、これらについては本規約の適用はなく、自由に利用できます。

### 2 出典の記載について

(1) コンテンツを利用する際は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

#### 【出典記載例】

出典：須賀川市オープンデータカタログ（当該ページのURL） 等

(2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。なお、編集・加工等をした情報を、あたかも須賀川市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

#### 【コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例】

「須賀川市〇〇動向調査」（当該ページのURL）を加工して作成

「須賀川市〇〇動向調査」（当該ページのURL）をもとに〇〇会社作成 等

### 3 第三者の権利侵害について

- (1) コンテンツの中には、第三者（須賀川市以外の者をいいます。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。第三者が著作権を有しているコンテンツや、第三者が写真における肖像権や、パブリシティ権等の著作権以外の権利を有しているコンテンツについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。
- (2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものでありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は、利用者の責任において確認してください。
- (3) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権等の許諾なしに利用できる場合があります。

### 4 本規約が適用されないコンテンツについて

具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の規約の適用を明示しているコンテンツについては、本規約の適用外です。

なお、別の規約の適用を明示しているコンテンツは、本規約の別紙に列挙することとしますが、現時点では該当するコンテンツはありません。

### 5 準拠法と合意管轄について

- (1) 本規約は、日本の法律に基づいて解釈されます。
- (2) 本規約によるコンテンツの利用及び本規約に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属所管裁判所とします。

## 6 免責について

- (1) 須賀川市は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工などした情報を利用することを含む。）について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

## 7 利用規約違反への対応

本規約に違反するような行為等を発見した場合には、須賀川市行政管理課情報推進係 ([joho@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:joho@city.sukagawa.fukushima.jp)) までご連絡ください。

## 8 その他

- (1) 本規約は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。
- (2) 本規約は、令和2年2月20日に定めたものです。本規約は、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠しています。本規約は、今後変更される可能性があります。
- (3) 本規約は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際 (<http://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja> に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC-BY」といいます。) と互換性があり、本規約が適用されるコンテンツはCC-BYに従うことでも利用することができます。
- (4) 利用上の手続及び問合せは、日本語で行うこととします。